

今年4月から施行さ

れる改正廃棄物処理法

インタビュー

(上)



(社)全国産業廃棄物連合会
専務理事

仁井 正夫氏に聞く

り返ると。
仁井 廃棄物処理法の改正といえば、規制強化中心だった。特に、1997年(平成9年)の改正前後から、産廃処理に対する不信の改正前後から、産廃処理に対する一般社会の不信感はいえなが、社会の見方は変わってきているのではないかと、資源循環、環境ビジネスの一翼を担う業として受け止める必要があった。今回の法改正の議論の舞台となった処理制度専門委員会に、連合会の法制度対策委員でもある谷口二朗さんがメンバーの一人になったことの意味も大きい。処理業界の意見や要望を出すことができた。最終的に中央環境審議会でもとめられた意見具申(「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(2010年1月25日)の中に、処理業界の要望がしっかりと盛り込まれている。

良い処理業者を育てる芽が出てきた

地方自治体の運用実態を見極めたい

の運用に対し、一定の懸念もにじませた。施行後の運用実態を見極め、行き過ぎた状況があれば「業界として意見・要望をまとめる」とになる」と、必要に応じ、明快にもの言っている姿勢をアピールした。(聞き手＝本紙・加藤)

ました。

仁井正夫専務理事(以下評価をいただいたも下、仁井) 率直に申し上げて、うれしい。単に連合会への評価という

が『公益』であるという評価をいただいたも年、04年、05年、大きな改正だけでもそれくらいあった。

また、処理業者の側から、処理業界の要望がしっかりと盛り込まれている。

紙・加藤)

仁井正夫専務理事(以下評価をいただいたも下、仁井) 率直に申し上げて、うれしい。単に連合会への評価という

が『公益』であるという評価をいただいたも年、04年、05年、大きな改正だけでもそれくらいあった。

また、処理業者の側から、処理業界の要望がしっかりと盛り込まれている。

——このたび、内閣府の公益法人認定等委員会から連合会に対し、公益法人の基準に適合したとの答申が出され

——このたび、内閣府の公益法人認定等委員会から連合会に対し、公益法人の基準に適合したとの答申が出され

——このたび、内閣府の公益法人認定等委員会から連合会に対し、公益法人の基準に適合したとの答申が出され